

事 務 連 絡
集 団 指 導 資 料

各位

那須塩原市保健福祉部高齢福祉課長

住宅改修・福祉用具貸与におけるリハビリテーション専門職関与による
介護給付適正化の取組について

時下、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から、本市の高齢福祉行政につきましては、多大なる御理解と御協力を
賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、別紙のとおり取組を実施しますので、通知します。

那須塩原市 高齢福祉課 介護認定係
TEL 0287-62-7113
FAX 0287-63-8911
E-mail y.arai@city.nasushiobara.tochigi.jp

令和5年度 リハビリテーション職による専門的助言訪問事業について
【住宅改修・福祉用具貸与におけるリハ専門職関与の取組み】

国や県の指針等において、住宅改修及び福祉用具貸与については、適正な利用を促進し、より効果的なサービスを提供できるような仕組み作りが求められています。上記を踏まえ、申請時の確認等において、リハ専門職が関与することで、専門職としての視点から、利用者の状態像等に対応した適切な住宅改修の実施や福祉用具の選定を促し、利用者の生活の質の向上につなげる助言等を行います。

記

1 実施方法

(1) 住宅改修

事前申請時に、書類だけでは改修の効果が具体的に確認できないケース、専門職から助言を行うことでより本人の自立につながると考えられるケース等について訪問調査を行います。

現地では、本人の動作確認や改修予定箇所の確認を行い、改修の適否について判断します。また、本人や家族、担当ケアマネジャー、施工業者に対し、リハ専門職としての視点から本人の自立支援につながる助言等を行います。

(2) 福祉用具貸与

給付データや福祉用具貸与理由書の内容に疑義があるケース、専門職から助言を行うことでより本人の自立につながると考えられるケース等について訪問調査を行います。

現地では、可能であれば本人に福祉用具を使用してもらって動作確認を行い、貸与の適否について判断します。また、本人や家族、担当ケアマネジャー、福祉用具貸与事業所に対し、リハ専門職としての視点から本人の自立支援につながる助言等を行います。

※件数は、(1)(2)合わせて年2～4件の予定です。

訪問調査時には、担当ケアマネジャー、施工業者、利用者および御家族等の立会をお願いします。

2 検証方法

(1)(2)とも点検・検証が必要であると判断したケースについて、市から担当ケアマネジャー等へ連絡し、場合によって必要書類を求めます。必要に応じて、聞き取りやヒアリング等を行います。リハ専門職が関与することで、専門職としての視点から、利用者の状態像等に対応した適切な住宅改修の実施や福祉用具の選定を促し、利用者の生活の質の向上につなげる助言等を行うことを目的としていますが、利用者の自立支援・重度化防止の観点から是正する場合もあります。